

大蔵村									
支援事業名	支援方法	分類			支援内容	支援要件	支援額	募集期間	担当課
		新築	リフォーム	その他					
大蔵村住宅リフォーム総合支援事業【県支援事業活用】	補助金	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅のリフォーム工事及び新築工事を行う場合に補助金を交付します。 ・本村に住所を有しない者または本村に住所を有して1年を経過しない者が、本村にある住宅を購入しリフォームまたは本村に新築した場合に補助金を交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本村に住所を有する者で、村内業者または県内業者(県内に本店の所在地を有する)に工事を発注すること。 ・本村に住所を有しない者または本村に住所を有して1年を経過しない者が、自ら居住するために本村にある住宅を購入又は本村に新築すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費の20%以内かつ50万円以内(ただし、県内業者の場合は工事費の10%以内かつ20万円以内) ・本村に住所を有しない者または本村に住所を有して1年を経過しない者がする住宅の購入およびリフォームまたは新築工事の場合は、工事費の20%以内かつ50万円以内に50万円を加算する。(ただし、県内業者が施工の場合は50万円のみ。) 	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	地域整備課 維持管理係 0233-75-2102